

大垣市保育者スタート応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育士資格又は幼稚園教諭免許（以下「保育者資格」という。）の新規取得者及び保育者資格を有するものであって、保育者として勤務していない者（以下「潜在保育者」という。）の就職支援を図り、保育人材の確保を図るため、予算の範囲内において就職準備費用の一部及び民間賃貸住宅への入居費用の一部を補助することについて、大垣市補助金等交付規則（昭和46年規則第21号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の対象者)

第2条 就職準備費用の補助対象者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 保育者資格を有する者又は当該年度に保育者資格を取得予定の者であること。
- (2) 大垣市内の認可保育所、認可幼稚園、認定こども園及び小規模保育事業所（以下「保育所等」という。）において、申請年度（補助対象費用の支出が申請年度の前年度である場合は申請年度の前年度）以降に常勤で新たに就労することが決定していること。ただし、潜在保育者は保育者として1年以上勤務していないこと。
- (3) 当該補助金の対象となる費用について就職支援資金を受けていないこと。
- (4) この要綱に基づく就職準備費用の補助金の交付を受けていないこと。

2 民間賃貸住宅への入居費用の補助対象者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 前項各号の要件のいずれにも該当する者であること。この場合において、同項第4号中「就職準備費用」とあるのは「民間賃貸住宅への入居費用」と読み替えるものとする。
- (2) 保育者が市内に存する民間賃貸住宅の賃貸借契約を締結し、当該民間賃貸住宅に居住すること。
- (3) 申請年度に大垣市に住所を有すること。

(補助金の額等)

第3条 就職準備費用のうち補助対象となる費用は、保育所等に就職するに当たり必要な費用のうち次に掲げるもので、就職内定後6月後の月末までに支出した費用とする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 保育所等で使用する被服費
- (2) 保育従事に伴い活用する教材、書籍購入費

- (3) 保育所等への通勤に要する移動用自転車等の購入費
 - (4) 保育所等の勤務に復帰するに当たり研修等を受けた際の研修費用
 - (5) その他保育所等への就職に当たって必要と認める費用
- 2 就職準備費用に対する補助金額は、保育所等に就職するに当たり必要な費用の額（10万円を上限とする。）とし、1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。
- 3 民間賃貸住宅への入居費用のうち補助対象となる費用は、民間賃貸住宅への入居に当たり必要な費用のうち次に掲げるもので、就職内定後6月後の月末までに支出した費用とする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。
- (1) 敷金
 - (2) 礼金
 - (3) 仲介手数料
 - (4) 火災保険料
 - (5) その他民間賃貸住宅への入所に当たって必要と認める費用
- 4 民間賃貸住宅への入居費用に対する補助金額は、民間賃貸住宅への入所に当たり必要な費用の額（5万円を上限とする。）とし、1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

（補助金の申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、就職内定後6月後の月末までに大垣市保育者スタート応援事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときはこの期間を延長することができる。

- (1) 就労先が記入した大垣市保育者スタート応援事業補助金就労証明書（第2号様式）
- (2) 保育者資格を証する物の写し（保育者資格を取得予定の者は、保育者資格を証する物が発行され次第速やかに提出）
- (3) 保育所等に就職するに当たり必要な費用の領収書の写し
- (4) 民間賃貸住宅入所に当たり必要な費用の領収書の写し
- (5) その他市長必要と認める書類

（交付の決定）

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、予算の範囲内において交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の決定をしたときは、大垣市保育者スタート応援事業補助金交付決定通知書（第3号様式）を前条の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 前条第1項の決定を受けた者は、同条第2項の通知に係る補助金の交付決定の内容に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る前条第1項の決定は、なかったものとみなす。

(補助金の請求等)

第7条 第5条第1項の決定を受けた者は、速やかに、大垣市保育者スタート応援事業補助金交付請求書(第4号様式)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書が提出されたときは、補助金を交付するものとする。

(決定の取消し及び返還)

第8条 市長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、大垣市保育者スタート応援事業補助金の交付決定の取消通知書(第5号様式)を通知し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができるものとする。

(1) この要綱に違反したとき

(2) 虚偽の申請その他不正行為があったとき

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成31年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 この要綱による改正後の大垣市保育者スタート応援事業補助金交付要綱の規定は、平成30年10月1日以後の内定に係る民間賃貸住宅への入居費用から適用する。

(経過措置)

3 改正後の第3条第2項の規定は、施行日以後の申請に係る就職準備費用に対する補助金について適用し、施行日以前の申請に係る就職準備費用に対する補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条第2項の規定は、施行日以後の申請に係る就職準備費用に

対する補助金について適用し、施行日前の申請に係る就職準備費用に対する補助金については、なお従前の例による。

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

大垣市長 様

申請者 住所

氏名

(連絡先電話番号)

大垣市保育者スタート応援事業補助金交付申請書

大垣市保育者スタート応援事業補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。なお、この事業に必要な住民基本台帳等を閲覧することに同意します。

1 就職準備費用	合計 円 (内訳)
2 賃貸住宅入居費用	合計 円 (内訳)
3 交付申請額	円 (就職準備費用分 円) (賃貸住宅入居費用分 円)
4 勤務する保育所等	
5 就労形態	正規職員・臨時職員・その他 ()
6 内定年月日	年 月 日
7 就労開始年月日	年 月 日
8 保育者資格	有 ・ 取得見込み
9 添付書類	1 就労証明書 2 保育者資格を証する物の写し※ 3 保育所等に就職するに当たり必要な費用の領収書の写し 4 民間賃貸住宅に入居に当たり必要な費用の領収書の写し 5 その他 ()

※ただし、保育者資格を取得予定の者は、保育者資格又はそれに準ずる証明等が発行され次第速やかに提出するものとする。

第4号様式（第7条関係）

年 月 日

大垣市長 様

申請者 住所

氏名

大垣市保育者スタート応援事業補助金交付請求書

年 月 日付で交付決定通知を受けた補助金について、大垣市保育者スタート応援事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり請求します。なお、口座振替払通知書の送付は必要ありません。

1 通知書番号		
2 請求額	円	
3 交付決定額	円 (就職準備費用分 円) (賃貸住宅入居費用分 円)	
4 振込先	金融機関名	
	支店名	
	口座番号	普通 当座
	フリガナ 口座名義	

年 月 日

様

大垣市長

大垣市保育者スタート応援事業補助金の交付決定の取消通知書

年 月 日付けで交付決定のあった補助金については、大垣市保育者スタート応援事業補助金交付要綱第8条の規定により交付決定を取り消したので通知します。

1 補助金の名称 大垣市保育者スタート応援事業補助金

2 取消理由

3 交付決定の額 _____ 円
(就職準備費用分 円)
(賃貸住宅入居費用分 円)

4 交付済額 _____ 円
(就職準備費用分 円)
(賃貸住宅入居費用分 円)

5 返還額 _____ 円
(就職準備費用分 円)
(賃貸住宅入居費用分 円)

6 返還期限 年 月 日